

提出日：2024年5月14日

病床機能に係る病院開設等計画書

■医療機関の概要

開設者	比布町長 村中 一徳
施設名	比布町立びっぷクリニック
所在地	上川郡比布町中町2丁目2番10号
標榜科目	内科、消化器内科、胃腸科、糖尿病内科、小児科外科、 外科（内視鏡手術・がん）、血管外科、ペインクリニック（麻酔科）、 皮膚科、人工透析

■病床整備計画の概要

計画の種別	<input type="checkbox"/> 開設、病床設置 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 開設者変更 <input type="checkbox"/> 法人内病床移動 <input type="checkbox"/> 病床機能変更 <input type="checkbox"/> 再稼働 <input checked="" type="checkbox"/> その他（病床削減）
病床機能	高度急性期 床、急性期 床、回復期 床、慢性期 0床 【変更（再稼働）前】 高度急性期 床、急性期 床、回復期 床、慢性期 19床
開設（変更、再稼働）予定日	令和7年4月1日
申請等の提出予定月	令和7年4月
【計画の内容】 令和7年4月1日から、入院病床19床の廃止。 令和6年度中に現在入院されている患者様の転院手続きを進め、新規入院の受け入れを順次停止していく。	

■地域医療構想の考え方を踏まえた当該病床機能が必要と考える理由

住み慣れた地域で家族とともに健康で安心して暮らし続けるということは、多くの皆様が望まれていることだと考えます。その実現のため、本町においては、患者様が安心して医療にかかることのできる体制を構築することが最も重要な役割であり、たとえ介護状態になっても、在宅で可能な限り生活できるよう訪問診療体制を整備するなど、医療・介護・保健を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の更なる深化を目指しています。そのためには、医師等の確保が重要であり、医師が患者様の健康不安を相談できるより身近な存在である必要があるとも考えています。医師等の確保がより可能となる体制の構築のため、入院病棟を廃止し、外来診療の充実により注力することで、地方の診療所として「顔の見える医療」を向上させていきたい考えです。なお、入院を必要とする患者様については、町単体で解決するのではなく、上川中部圏域として広域的な考えに立ち、関係する医療機関等との連携を強化し、安心した医療提供がなされるよう努めていく考えです。また、旭川市医師会が中心となり実施されている「たいせつ安心 i 医療ネット」を利用するなど、ICTを活用した情報共有等にも努め、患者様に必要な医療がスムーズに提供できるよう外来診療体制の整備を進めていきたい考えです。

病床機能再編支援事業計画書
(地域医療構想の達成に必要な病床の減少及び統合について)

構想区域	上川中部
病床の減少又は統合を実施する医療機関名(法人名)	比布町立びっぶクリニック
地域の状況 (地域の医療提供体制、病床の減少又は統合を実施する医療機関の圏域における役割など)	上川中部圏域では、「人口構造・疾病構造の変化を見据えた回復機能の確保及び在宅医療の確保」を重点課題として取り組んでいるところ。 旭川市の急性期、回復期の治療を終えて、比布町内に戻る際には介護保険制度を利用して施設入所となり、慢性期で医療を必要とするケースは減少傾向。重症化予防の視点での外来治療の拠点となる施設。
計画完了日までの病床減少又は統合の変遷	別シートのとおり
病床の減少又は統合のスケジュール	令和7年4月1日から入院病床19床の廃止 令和6年中に現在入院されている患者様の転院手続きを行い、新規入院の受け入れを順次停止していく。
病床の減少又は統合が地域医療構想の達成に必要な(地域医療構想に資する)と考えられる理由 (病床の減少等を実施することで、医療機関の圏域における役割、他医療機関との機能分担や連携のあり方等がどう変わるかを踏まえ、具体的に記入)	令和7年4月1日より、入院病床19床を廃止し、外来診療のより一層の充実を図ります。 住み慣れた地域で家族とともに健康で安心して暮らし続けるということは、多くの皆様が望まれていることだと考えます。その実現のため、本町においては、患者様が安心して医療にかかることのできる体制を構築することが最も重要な役割であり、たとえ介護状態になっても、在宅で可能な限り生活できるよう訪問診療体制を整備するなど、医療・介護・保健を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の更なる深化を目指しています。 そのためには、医師等の確保が重要であり、医師が患者様の健康不安を相談できるより身近な存在である必要があるとも考えています。医師等の確保がより可能となる体制の構築のため、入院病棟を廃止し、外来診療の充実により注力することで、地方の診療所として「顔の見える医療」を向上させていきたい考えです。 なお、入院を必要とする患者様については、町単体で解決するのではなく、上川中部圏域として広域的な考えに立ち、関係する医療機関等との連携を強化し、安心した医療提供がなされるよう努めていく考えです。 また、旭川市医師会が中心となり実施されている「たいせつ安心医療ネット」を利用するなど、ICTを活用した情報共有等にも努め、患者様に必要な医療がスムーズに提供できるよう外来診療体制の整備を進めていきたい考えです。

(備考)

○本給付金は、地域医療構想の達成に向けた病床の減少や統合を対象としております。あらかじめ、上記項目を整理いただいた上で、事業計画の提出をお願いします。

○支給要件となります地域医療構想調整会議における議論及び北海道医療審議会の意見聴取については、別様式の支給申請書(事業計画書)のほか、本様式に基づき、実施することとなりますが、追加で資料を依頼する場合がありますので、御了承ください。

病床機能再編支援事業計画書(単独)

医療機関名	比布町立びっぷクリニック
-------	--------------

区分		高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	
							うち支援区分 3区分(※)の 合計	
平成30年度病床機能報告	許可病床数				19		19	19
	稼働病床数				19		19	19
令和元年度病床機能報告	許可病床数				19		19	19
	稼働病床数				19		19	19
令和2年4月1日時点	許可病床数				19		19	19
	稼働病床数				19		19	19
令和〇年〇月〇時点(計画が複数年に及ぶ場合)	許可病床数						0	0
	稼働病床数						0	0
令和〇年〇月〇時点(計画が複数年に及ぶ場合)	許可病床数						0	0
	稼働病床数						0	0
令和7年3月31日時点(計画完了時)	許可病床数				0		0	0
	稼働病床数				0		0	0

※対象3区分＝高度急性期、急性期、慢性期

■病床融通に関する概要

(地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。)

様式

単独支援給付金支給申請書（事業計画書）

北海道知事 殿

単独支援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記3の「支給申請に関する誓約事項」について誓約します。

1. 申請者の情報		申請年月日	2023 年 10 月 4 日	
フリガナ	ピップチョウリツピップクリニック	住所・所在地	〒 078 - 0343	
病院等の名称	比布町立びっぷクリニック		北海道上川郡比布町中町1丁目2番10号	
フリガナ	ピップチョウチョウ ムラナカカズノリ	事務担当者	氏名	加藤 和恵
開設者 <small>(代表者の職・氏名も記載)</small>	比布町長 村中一徳		電話番号	0166-85-2555
			ファクシミリ	0166-85-3613
			電子メール	k-kato@town.pippu.lg.jp

2. 支給申請額

支給申請額(千円)	43,320
-----------	--------

3. 支給申請に関する誓約事項

- (1) 本給付金に関する報告や調査について、厚生労働省又は都道府県から求められた場合には、これに応じます。
- (2) 本給付金の給付後、以下の①から③に該当した場合は、本給付金の全額又は一部を返還します。
- ① 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
 - ② 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
 - ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(添付書類)

病床稼働率算出の根拠書類

平成30年度病床機能報告（病棟票）の写し

地域医療構想を達成するために必要な病床数の削減であることの説明書

（別添「病床機能再編支援事業計画書」）

過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。）

■支給申請額算定シート

1	再編前の稼働病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	うち対象3区分(※3)の合計
	① 平成30年度病床機能報告				19		19	19
	② 令和2年4月1日時点(※1)				19		19	19
	③ 再編前病床数=②(※2)	0	0	0	19	0	19	19

※1 令和2年4月1日時点で病床数の変化があった場合は、変更前の病床数を記載すること。
平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までの間に、病床数の変更がない場合は、①と同じ値を記載すること。

※2 ①平成30年度病床機能報告時又は②令和2年4月1日時点の対象3区分合計のいずれか少ない方を基準とする。

※3 対象3区分=高度急性期、急性期、慢性期(以下同様)

2	再編後の許可病床数 (=再編後の稼働病床数)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	合計	うち対象3区分の合計
						0	0	0

3	他の医療機関との病床融通数 (※4)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	対象3区分の合計
					0	0
	うち同一開設者の医療機関との病床融通数				(0)	(0)

※4 病院統合や地域医療連携推進法人の病床融通制度等を活用し、
他の医療機関から病床の融通を受けた場合はマイナス表記、病床を融通した場合はプラス表記とすること。
また、「(参考) 病床融通に関する概要」シートに関連する医療機関の病床数を記載すること。

4	対象3区分から 回復期又は介護医療院へ 転換した病床数	回復期	介護医療院	合計
		0	0	0

5	減少病床数 (1の③-2)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	うち対象3区分の合計
		0	0	0	19	0	19	19

6	過去に 令和2年度病床機能再編支援補助金 及び本事業で支給済の病床数	支給済病床数	5.減少数	4.うち転換数	6.支給済数	3.うち他院への 融通数	支給対象
		0	19	0	0	(0)	19

7	再編前の許可病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	うち対象3区分の合計
	① 平成30年度病床機能報告				19		19	19
	② 令和2年4月1日時点(※5)				19		19	19

※5 平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までの間に、病床数の変更がない場合は、①と同じ値を記載すること。

8	対象3区分の病棟の 年間在棟患者延べ数(人)	高度急性期	急性期	慢性期	合計
	① 平成30年度病床機能報告(※6)	0	0	6,754	6,754
	② 令和2年4月1日時点(※7)				0

※6 対象3区分の病棟に係る平成30年度病床機能報告の報告様式1(病棟票)の(48)欄の数値を計上すること。なお、平成30年度病床機能報告の報告様式1(病棟票)において、「過去1年間の間に病棟の再編・見直しあり」と報告した病棟の年間在棟患者延べ数については、以下の式により補正して計上すること。

○ 補正後の年間在棟患者延べ数=年間在棟患者延べ数(48)欄に記載された数値÷報告可能な対象期間(月単位)×12

(注) 報告可能な対象期間(月単位)は、平成30年度病床機能報告で報告した月数とすること。

例) 報告可能な対象期間を「平成29年7月1日~平成30年12月末日」とした場合 ⇒ 報告可能な対象期間(月単位)=6

※7 7の①と7の②の値が同じ場合は8の②の入力は不要。

9	<選択>	対象3区分の病床稼働率	一日平均実働病床数	適用
	A 平成30年度病床機能報告	97.3%	18	
	B 令和2年4月1日時点	0.0%	0	

10	再編前の対象3区分の稼働病床数 から一日平均実働病床数までの減 少分に係る支給額	単価(千円)	病床数	支給額(千円)
		2,280	1	2,280

11	一日平均実働病床数から再編後の 対象3区分の許可病床数までの減 少分に係る支給額	単価(千円)	病床数	支給額(千円)
		2,280	18	41,040

要件 審査	90%減少チェック	○
----------	-----------	---

12	支給申請額(千円)	43,320
----	-----------	--------